

証券コード 3306
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

富山県砺波市下中3番地3

日 本 製 麻 株 式 会 社

代表取締役社長 植 杉 泰 久

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nihonseima.co.jp/ir-info/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁の方法により、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午後1時30分
※本年の株主総会の開催時間は、例年とは異なっておりますのでお間違いのないようご注意ください。
2. 場 所 富山県砺波市花園町1-32
砺波市文化会館 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項 第98期（2025年4月1日から）
2026年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権行使についての注意事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（スマート行使含む）により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット（スマート行使含む）によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット（スマート行使含む）によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人（当社の株主に限らせていただき、1名とさせていただきます。）によるご出席の場合は、署名または記名押印された委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

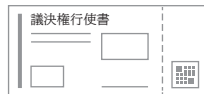
議決権行使方法のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時 2026年6月25日（木曜日）午後1時30分開催

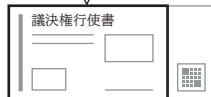
当日ご出席以外の場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

こちらを切り取って
ご返送ください。



行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分必着



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶詳細は4頁から5頁をご覧ください。

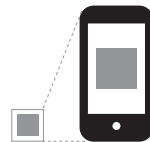
行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト▶<https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

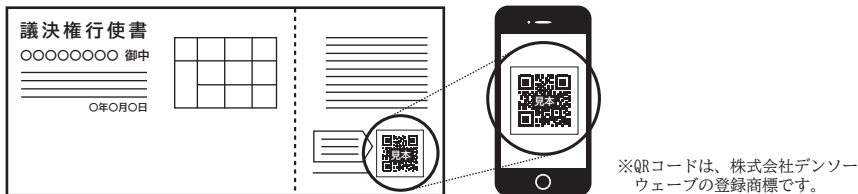
▶次頁に詳しくご紹介しています。



「スマート行使」による議決権行使について

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

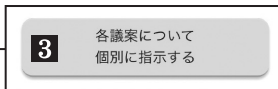
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。

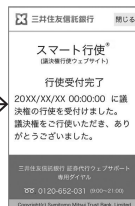


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 議決権行使完了



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使サイト▶

<https://www.web54.net>

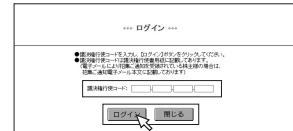


※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。
※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

1 WEBサイトへアクセス



2 ログインする



3 パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

☎ 0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国との関税交渉の紆余曲折や不安定な国際情勢、円安の進行によるエネルギー価格や原材料価格のさらなる上昇、また労働力不足の顕在化等により消費者物価が上昇しております。このような経済状況のもと、当社は顧客ニーズの把握や深耕により一層注力し、各事業の業績向上に取り組んでまいりました。

当事業年度においては、食品事業において増設中であったレトルト工場が完成し、第3四半期会計期間より稼働を開始したことに伴い製造経費が増加いたしました。また、マット事業における連結子会社であったサハキット・ウィサーン社に係る子会社株式を譲渡したことにより特別利益を計上いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は2,399百万円（前期比3.7%減）、営業損失は35百万円（前事業年度は95百万円の営業利益）、経常損失は47百万円（前事業年度は92百万円の経常利益）となり、当期純利益は583百万円（前期比806.3%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、前事業年度は連結計算書類に基づくセグメント情報を作成し、計算書類に基づくセグメント情報を作成していないため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

(食品事業)

食品業界では、原材料、エネルギー、物流費および人件費の上昇による値上げが常態化しつつあり、一方で価格転嫁を上回るコスト上昇のため利益確保は一段と厳しさを増しております。他方、消費者のライフスタイルの変化やインバウンド需要の増加により、利便性、簡便性や本物志向等ニーズの多様化が進み、市販用、業務用ともにEC（通販）、宅配やテイクアウトサービスが拡大する等、新たな流通チャネルでの市場活性が期待できます。

そのような中、パスタ製品は、コメ不足の代替やインバウンドを含む外食需要の回復もあり、主力の業務用太麺パスタが伸長した一方、市販用では輸入品との競合

から販売減少もあり、概ね前年並みの販売となりました。レトルト製品は、PBパスタソースが堅調に推移したものの、主力のOEMカレーが得意先の販売減少に伴う在庫調整により減産する局面もあり、また増設したレトルト工場の稼働準備に伴う初期費用や、稼働後の減価償却の開始により製造経費が増加いたしました。その結果、売上高は1,284百万円、営業損失は30百万円となりました。

(産業資材事業)

インテリア用資材分野で利用されるカーペット裏地や緑化用・防虫用資材等、黄麻製品の輸入販売が前年度を上回り、売上総利益率の改善に寄与した一方、米麦用の紙袋・フレコンの販売は前年度を下回りました。また、利益面では人員体制の見直しに伴うコスト負担の減少もあり、売上高は533百万円、営業損失は0百万円となりました。

(マット事業)

自動車用フロアマットの販売においては、中国によるレアアース輸出規制の影響を受けた得意先の減産に関連して販売数が一時減少したものの早い段階で前年並みの水準に回復したこと、また、原材料費や光熱費のコスト上昇分の価格転嫁も一定程度進んだことにより、売上高は578百万円、営業利益は25百万円となりました。

事業別売上高

(単位：千円)

区 分	当事業年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	
	金 額	構成比
食 品 事 業	1,284,981	53.6%
産 業 資 材 事 業	533,286	22.2
マ ッ ト 事 業	578,696	24.1
そ の 他	2,704	0.1
合 計	2,399,669	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度において総額495百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資の内容は、食品事業における北陸ソース工場新設に係る費用466百万円、システム導入費用6百万円、東京オフィス移転に伴う20百万円の設備投資であります。なお、当該資金については自己資金および金融機関からの借入等により賅っております。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、食品事業における北陸ソース工場新設等設備投資を目的として、長期借入金800百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国際情勢の不安定化によるエネルギー価格および物流費の高騰が見込まれ、また、原材料・包装資材についても価格の高騰に加え、調達の遅れ等製造に支障が生じる状況が予想されます。

このような状況のもと、既存の主要3事業のさらなる成長、新規事業の創出やM&A実施などによる中長期的な高収益体質の構築を推進するために持株会社体制へ移行し、各事業会社の権限と責任を明確化すること、意思決定を迅速化すること、また、持株会社に管理機能を集中することによるガバナンスの強化を図り、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第95期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第96期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第97期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第98期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売 上 高	2,317,479	2,358,577	2,492,948	2,399,669
経 常 利 益	86,460	98,069	92,984	△47,641
当 期 純 利 益	56,789	60,541	64,402	583,695
1株当たり当期純利益	15円49銭	16円51銭	16円79銭	132円48銭
純 資 産	964,748	1,028,685	1,512,241	2,129,435
総 資 産	2,124,169	2,227,289	2,960,249	3,565,760

(注) 1. 第95期は、産業資材事業は輸入品の早期供給確保を行い、マット事業は新規得意先の獲得、経費節減に注力し、食品事業はコロナ禍後の販売獲得を目指し、SNSやECサイトを活用した広告宣伝を行いました。

2. 第96期は、産業資材事業は需要量の把握に努めながら顧客ニーズに沿う形で販売・購入交渉を行い、マット事業は海外を中心に既存先に加えて新たな取引先との製品開発を進め、食品事業は生産コストが上昇する中、採算制の見直しに取り組みました。
3. 第97期は、食品事業は受注増に対応するためレトルト工場の増設に着手し、産業資材事業は輸入コストの上昇や物流費の高騰に対応するために合理化を図り、マット事業は新車リニューアル時の受注獲得に注力しました。
4. 第98期（当事業年度）の状況につきましては「事業の経過およびその成果」に記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は、2025年9月30日にサハキット・ウィサーン・カンパニー・リミテッドの株式すべてを譲渡したため、当事業年度末において連結対象子会社はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業セグメント

事業の種類別 セグメントの名称	主要取扱製品
産業資材事業	黄麻、大型包装資材
マット事業	自動車用品、カーペット
食品事業	スパゲッチ、カレー・レトルトソース、小麦粉、穀物類

(8) 主要な事業所および工場

本店	富山県砺波市下中3番地3
神戸本社	兵庫県神戸市中央区海岸通8番
東京支店	東京都文京区小石川一丁目4番1号
名古屋支店	愛知県名古屋市中区千代田五丁目18番19号
北陸工場	富山県砺波市下中3番地3

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	△3名	48.3歳	14.2年

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社北陸銀行	812,515千円
株式会社みなと銀行	80,849
株式会社富山銀行	34,173
株式会社三井住友銀行	12,500
日本政策金融公庫	5,360
日新信用金庫	4,251
株式会社商工組合中央金庫	1,550

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,413,320株 |
| (3) 株主数 | 4,875名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
L E O M O . I n c .	740,000株	16.80%
株式会社ゴーゴーカレーグループ	706,700	16.04
日本証券金融株式会社	483,000	10.96
アクセスアジア株式会社	200,000	4.54
INTERACTIVE BROKERS LLC	126,900	2.88
上代浩司	94,000	2.13
山内祐美	90,600	2.06
吉田恵実	83,300	1.89
野村證券株式会社	78,727	1.79
額川欽和	43,800	0.99

(注) 持株比率は四捨五入により小数点第2位までを表示しております。また、自己株式(7,462株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2024年12月6日開催の取締役会において、北陸工場増設ならびに増強に伴う設備投資およびM&A資金、M&A事業運転資金として事業拡大と収益力向上のためM&A関連費用に充当することを目的として、以下のとおり決議し、新株予約権を有償にて発行いたしました。当期中に当該新株予約権は行使されておりません。

新株予約権の名称	第1回新株予約権
発行決議日	2024年12月6日
新株予約権の数	20,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,010,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 840円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 54,400円 (1株当たり 544円)
権利行使期間	2025年1月9日から2027年1月8日まで
割当先	<ul style="list-style-type: none"> ・LEOMO, inc. 新株予約権の数 11,400個 目的となる株式数 1,140,000株 ・LEOMO Japan株式会社 新株予約権の数 8,700個 目的となる株式数 870,000株

(注) LEOMO, inc. より、同社が保有する本新株予約権20,100個のうち、8,700個をLEOMO Japan株式会社に譲渡したい旨の申し出があり、2025年9月25日開催の当社取締役会において、承認しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 杉 泰 久	
常 務 取 締 役	高 橋 賢 作	ボルカノ食品事業部長
取 締 役	森 欣 也	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 々 木 健 郎	(株)マネージポート会計事務所 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	滝 川 好 夫	関西外国語大学 教授 スターシーズ(株) 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	牧 野 大 輔	(株)IAAトラベル 代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)佐々木健郎氏、取締役(監査等委員)滝川好夫氏および取締役(監査等委員)牧野大輔氏は、社外取締役であります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)佐々木健郎氏は、税理士および公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、内部統制が構築・整備されており、必要に応じて監査に必要とされる情報の入手、指示を行うことができるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員およびその他会社法に定める重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、社外取締役との意見交換を十分に行ったうえで以下のとおり取締役会で決議しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等としての賞与により構成し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすることを取締役会で決議しております。この基本報酬は、月例の固定報酬とし、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮し、総合的に勘案して決定しております。固定報酬と業績連動報酬等の割合は、業績連動報酬等が最大、固定報酬の1割としております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役以外の取締役の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき代表取締役社長植杉泰久（2025年4月から8月までの期間は前代表取締役社長森欣也）が委任を受け取締役の個人別の報酬額（基本報酬としての固定報酬および業績連動報酬等）を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分としております。この権限を委任した理由は、会社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役との意見交換を十分に行って決定しており、取締役会は当該内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	48,800 (-)	48,800 (-)	- (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	- (-)	4 (4)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

各取締役に支給する業績連動報酬等である賞与については、業績向上への意欲を高めるため、当社の経常利益および当期純利益を業績指標とし、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定し、毎年一定の時期に支給するものとしております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況、当社での主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
取締役 (監査等委員)	佐々木 健 郎	(株)マネージポート会計事務所 代表取締役 ※上記兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。	当期開催の取締役会28回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会21回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待されるどころ、当社取締役会において、当該視点から積極的な助言・提言を行うなど、客観的・中立的な立場で監督機能を発揮しており、監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
取締役 (監査等委員)	滝 川 好 夫	スターシーズ(株) 社外監査役 関西外国語大学 教授 ※上記兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。	当期開催の取締役会28回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会21回の全てに出席し、主に大学での経済学部等の教授の歴任経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待される。当社取締役会において、当該視点から積極的な助言・提言を行うなど、客観的・中立的な立場で監督機能を発揮しており、監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	牧 野 大 輔	(株) I A A トラベル 代表取締役 ※上記兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。	当期開催の取締役会28回のうち、取締役選任後に開催された21回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会21回のうち、監査等委員である取締役選任後に開催された11回の全てに出席し、主に上場会社での企業経営の経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待される。当社取締役会において、当該視点から積極的な助言・提言を行うなど、客観的・中立的な立場で監督機能を発揮しており、監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を善意でかつ重大な過失がなかったときは、500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,644,925	流動負債	562,700
現金及び預金	998,400	支払手形	14,744
受取手形	15,649	電子記録債務	43,341
売掛金	331,072	買掛金	119,364
商品及び製品	198,510	1年内返済予定の長期借入金	162,014
仕掛品	10,890	未払金	50,337
原材料及び貯蔵品	24,512	未払費用	30,810
未収入金	10,589	未払法人税等	117,652
未収消費税等	45,829	賞与引当金	21,300
その他	9,471	その他	3,134
固定資産	1,903,259	固定負債	873,625
有形固定資産	1,622,081	社債	70,000
建物	672,185	長期借入金	789,184
構築物	22,837	リース債務	1,717
機械装置	426,064	退職給付引当金	11,223
車両運搬具	2,095	長期預り保証金	1,500
工具器具備品	33,999		
土地	464,898	負債合計	1,436,325
無形固定資産	12,805	純 資 産 の 部	
リース資産	2,602	株主資本	2,055,262
ソフトウェア	1,111	資本金	301,280
その他	9,091	資本剰余金	765,623
投資その他の資産	268,372	資本準備金	201,280
投資有価証券	218,000	その他資本剰余金	564,343
差入保証金	31,193	利益剰余金	993,995
繰延税金資産	11,639	利益準備金	10,194
その他	7,583	その他利益剰余金	983,800
貸倒引当金	△43	繰越利益剰余金	983,800
繰延資産	17,575	自己株式	△5,636
資産合計	3,565,760	評価・換算差額等	57,288
		その他有価証券評価差額金	57,288
		新株予約権	16,884
		純資産合計	2,129,435
		負債・純資産合計	3,565,760

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,399,669
売 上 原 価		1,821,060
売 上 総 利 益		578,608
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		614,190
営 業 損 失		35,581
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,772	
為 替 差 益	412	
雑 収 入	4,318	20,504
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,208	
株 式 交 付 費 償 却	9,441	
雑 損 失	5,913	32,563
経 常 損 失		47,641
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	855,296	855,296
税 引 前 当 期 純 利 益		807,655
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	228,853	
法 人 税 等 調 整 額	△4,894	223,959
当 期 純 利 益		583,695

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行役員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製麻株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に実出席またはオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

日本製麻株式会社 監査等委員会

監査等委員 佐々木 健 郎 ㊞

監査等委員 滝川 好 夫 ㊞

監査等委員 牧野 大 輔 ㊞

以上

(注) 監査等委員佐々木健郎、滝川好夫及び牧野大輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本とし、配当性向の維持・向上ならびに将来の事業展開に備えるための内部留保を勘案して決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況および今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおり1株につき普通配当4円に特別配当6円を加え10円とすることといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金10円
配当総額 44,058,580円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、経営資源の適正化および経営と執行の分離を目的とする持株会社体制へ移行するため、当社と当社完全子会社である日本製麻分割準備株式会社（以下、本議案において「承継会社」といいます。）は、2026年10月1日を効力発生日として、当社事業を承継会社に承継させるための会社分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことに合意し、かかる会社分割のための吸収分割契約を2026年5月21日に締結いたしました。

本議案は、本件分割にかかる吸収分割契約の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本件分割の効力発生日である2026年10月1日をもって、当社は「SEIMAホールディングス株式会社」に、承継会社は「日本製麻株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

当社は現在、食品事業、産業資材事業およびマット事業の主要3事業を展開しておりますが、今後の当社の持続的な発展を実現するためには、各事業のさらなる成長に加え、新規事業の創出やM&A実施などによる中長期的な高収益体質の構築を推進することが必須の課題であると認識しており、そのためには、経営管理体制を全面的に見直して再構築する必要があると判断いたしました。事業会社の権限と責任の明確化および意思決定の迅速化、また、持株会社に管理機能を集中することでガバナンスの強化を図り、さらなる企業価値の向上を目指すためには、持株会社体制への移行が最適であると判断し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

2. 吸収分割契約の内容の概要

「吸収分割契約書」(写)

日本製麻株式会社(以下、「甲」という。)および日本製麻分割準備株式会社(以下、「乙」という。)は、甲の営む食品事業、産業資材事業およびマット事業(以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務の全てを乙に承継させるための吸収分割(以下、「本件分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約に従い、甲が本件事業に関して有する権利義務の全てを乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条(商号および住所)

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

甲(分割会社)	商号	日本製麻株式会社
	所在地	富山県砺波市下中3番地3
乙(承継会社)	商号	日本製麻分割準備株式会社
	所在地	富山県砺波市下中3番地3

第3条(承継する権利義務)

乙は、本件分割により本件効力発生日(第6条において定義される。以下同じ。)において、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務を甲から承継する。ただし、承継する資産および負債の評価については、2026年3月31日現在の本件事業に係る貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日前日までの増減を加

除した上で確定する。

2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

第4条（吸収分割対価）

乙は、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として金銭等の交付を行わない。

第5条（資本金および準備金）

乙は、本件分割により資本金および準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「本件効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、本件分割手続の進行上必要が生じた場合、甲および乙は、協議の上、本件効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会）

甲は、2026年6月25日に株主総会を開催し、本契約書の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、甲および乙は、協議の上、株主総会の開催日を変更することができる。

2 乙は、2026年6月25日に株主総会を開催し、本契約書の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、甲および乙は、協議の上、株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（本契約の変更、終了等）

甲および乙は、本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変更が生じたときは、甲および乙は、協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件事業およびこれに類似する事業に係る競業禁止義務を負わない。

第10条（移転手続）

甲および乙は、本件分割により乙が甲から承継する資産の移転に関して、登記、登録または通知その他当該移転に必要となる手続について、協力して行うものとする。

2 前項に定める手続に要する費用（登録免許税等を含むが、これに限られない。）は、乙の負担とする。

第11条（公租公課等の負担）

本件分割により乙が甲から承継する資産に対する公租公課および保険料等は、本件効力発生日の前日までは甲が、本件効力発生日以後は乙が、それぞれ日割計算により負担するものとする。

第12条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、本件分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙間にて協議するものとする。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に基づき、別途甲乙協議の上、これを決定する。

第14条（裁判管轄）

甲および乙は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月21日

甲 富山県砺波市下中3番地3
日本製麻株式会社
代表取締役 植杉 泰久 ④

乙 富山県砺波市下中3番地3
日本製麻分割準備株式会社
代表取締役 植杉 泰久 ④

(別紙)

「承継権利義務明細表」

第1 資産

本件効力発生日において、甲が本件事業に関して有する以下の資産。

1 流動資産

本件事業に属する現金及び預金（本件事業の運転資金として必要な金額に限る。）、売掛債権、棚卸資産、前払費用、その他の流動資産

2 固定資産

(1) 有形固定資産

本件事業に属する建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具備品等の有形固定資産

(2) 無形固定資産

本件事業に属する電話加入権およびソフトウェア等の無形固定資産

(3) 投資その他の資産

本件事業に属する出資金、関係会社の株式、敷金・保証金、長期前払費用等の投資その他の資産

3 繰延資産

第2 負債

本件効力発生日において、甲が本件事業に関して有する以下の負債。ただし、不法行為債務については、本件事業に関連するか否かにかかわらず承継されないものとする。

1 流動負債

本件事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、未払法人税および住民税ならびに未払消費税等の流動負債

2 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金、受入保証金、預り保証金等の固定負債

第3 承継するその他の権利義務等

1 雇用契約

本件効力発生日において、本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約およびこれに付随する全ての権利義務。

2 その他の契約関係

本件効力発生日において、本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

3 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なもの。

4 知的財産権

本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（出願中のものを含む。）。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項の相当性に関する事項

①対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し対価の交付はいたしません。

②資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本件分割により承継会社の資本金及び準備金は変動いたしません。

(2) 承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社は2026年5月8日に成立した会社であるため、確定した事業年度は存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	1百万円	資本金	1百万円
資産合計	1百万円	負債・純資産合計	1百万円

(3) 承継会社の成立事業年度の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2026年10月1日（予定）をもって、これまでの事業会社から持株会社（同日付で「SEIMAホールディングス株式会社」へ商号変更予定）へ経営組織を変更いたします。これに伴い、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）を変更いたします。さらに、機動的な資金調達を可能にするため、第6条（発行可能株式総数）を変更し、併せて、第1条（商号）の変更につきましては、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび本件分割の効力発生を条件として、本件分割の効力発生日（2026年10月1日予定）に変更の効力が生ずる旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における第1条（商号）の変更以外の定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 （商号） 第1条 当社は日本製麻株式会社と称する。 英文では THE <u>NIHON SEIMA CO.</u>, LTD. と表示する。</p> <p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）～（21） <条文省略> <新設></p> <p><新設></p>	<p>第1章 総則 （商号） 第1条 当社は <u>SEIMAホールディングス株式会社</u> と称する。 英文では <u>THE SEIMA HOLDINGS CO.</u>, LTD. と表示する。</p> <p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>（1）～（21） <現行どおり> <u>（22）ペットフード、ペット用品の製造および販売</u> <u>（23）ヘルスケアに関する事業</u></p>

現行定款	変更案
<p><新設> <新設> <新設> <新設> <新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設> <新設></p> <p><新設></p> <p>(22) 前各号に付帯関連する輸出入業務を含む一切の業務</p>	<p>(24) 農産物の生産および販売 (25) コンサルタント業 (26) 人材派遣業 (27) 広告業および広告代理店業 (28) 太陽光、風力、水力等の自然エネルギーを利用した発電装置の研究、企画開発、設計、製造、販売、据付工事、保守および管理 (29) 蓄電池に関する施設、設備の開発、設置、施工および販売 (30) 蓄電池および蓄電システムの開発、製造、輸出入および販売 (31) 発電および電気の供給、販売 (32) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集および加盟店の指導業務 (33) 産業用ロボットの製造および販売 (34) 前各号に付帯関連する輸出入業務を含む一切の業務</p>
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>900万株</u>とする。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1,750万株</u>とする。</p>
<p>附則 第1条 <条文省略></p>	<p>附則 第1条 <現行どおり></p>
<p>第2条 <条文省略></p>	<p>第2条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>第3条 定款第1条(商号)の規定の変更は、<u>2026年10月1日</u>にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、<u>上記の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役4名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	うえ すぎ やす ひさ 植 杉 泰 久 (1978年4月24日生) ※再任	2001年4月 大和証券(株) 入社 2018年10月 ship shape 合同会社 入社 2021年2月 同社 代表社員 (現在に至る) 2023年5月 スターシーズ(株) (旧(株)シーズメン) 代表取締役社長 2023年5月 (株)チチカカ 代表取締役社長 2025年6月 当社取締役 2025年8月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 2025年12月 (株)fantasista 社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ship shape 合同会社 代表社員 (株)fantasista 社外取締役	0株
<p>【選任理由】 植杉泰久氏を引き続き取締役候補者とした理由は、2025年8月に代表取締役社長就任以後、その職責を適切に果たし、当社の企業価値向上に寄与しており、今後の一層の貢献を期待しているためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
2	<p>おりもとかずや 折本和也 (1972年9月26日生) ※新任</p>	<p>1996年11月 ㈱島忠 入社 2017年11月 同社 取締役 2021年6月 ニトリホールディングス 入社 2023年1月 同社 執行役員経営計画推進室シニアエキスパート 2023年7月 ㈱島忠 入社 2024年2月 ㈱マミーマート(現：マミーマートホールディングス) 入社 2024年7月 同社 財務部副部長</p>	0株
<p>【選任理由】 折本和也氏を取締役候補者とした理由は、小売業の店舗経験に加え、財務経理の豊富な経験もあることから、今後の事業展開においてその経験が活かされるものと期待しているためであります。</p>			
3	<p>たけしたとしひろ 竹下俊弘 (1972年12月31日生) ※新任</p>	<p>1996年4月 ㈱商工ファンド(現：㈱SFCG) 入社 2007年10月 同社 取締役経理部長 2009年6月 中小企業保証機構(株) 入社 2013年3月 エイチ・エス債権回収(株)(現：きらぼし債権回収(株)) 入社 2014年5月 ㈱オプトガイア(現：㈱ソリューションズ) 取締役 2014年6月 ㈱オプトロム 取締役管理本部長 2015年8月 同社 代表取締役(現在に至る) 2018年3月 ㈱ソリューションズ 代表取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱オプトロム 代表取締役 ㈱ソリューションズ 代表取締役</p>	0株
<p>【選任理由】 竹下俊弘氏を取締役候補者とした理由は、複数の事業会社での企業経営を含め豊富な経験が当社の企業価値向上に活かされることを期待しているためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
4	なか がわ ひで ゆき 中川英之 (1971年10月22日生) ※新任	1999年10月 山田&パートナーズ会計事務所 (現：税理士法人山田&パートナ ーズ) 入所 2002年1月 優成監査法人(現：太陽有限責任 監査法人) 入所 2007年4月 山田MTSキャピタル(株)(現：山田 コンサルティンググループ(株)) 入社 2007年8月 同社 取締役 2009年11月 山田ビジネスコンサルティング(株) (現：山田コンサルティンググル ープ(株)) 入社 2011年8月 公認会計士中川英之事務所設立 代表(現在に至る) 2015年5月 (株)オーガニックソイル(現：(株) OSMIC)設立 代表取締役 2017年3月 (株)アンビション 監査役(現在に 至る) 2017年9月 (株)AKIBAホールディングス 社外監 査役 2024年6月 (株)AKIBAホールディングス 社外取 締役(現在に至る) 2025年12月 (株)ヴォルティオスイノベーションズ 代表取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) 公認会計士中川英之事務所 代表 (株)プラスサムコンサルティング 代表取締役 (株)OSMIC FOODS 取締役 (株)アースカラー 代表取締役 (株)ヴォルティオスイノベーションズ 代表取締役 (株)アンビション 監査役 (株)AKIBAホールディングス 社外取締役	0株
【選任理由】 中川英之氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として財務および会計に関する高度な専門知識を有しており、M&Aに関する業務経験、複数の事業会社での企業経営の経験が当社の企業価値向上に活かされることを期待しているためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役3名のうち、滝川好夫氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、佐々木健郎氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	ほ ずみ みつ かつ 保 住 光 良 (1964年10月16日生) ※新任	1988年3月 ㈱東京スタイル(現:㈱TSIホールディングス) 入社 1998年1月 ㈱良品計画 入社 2006年1月 シーズメン(現:スターシーズ㈱) 入社 2023年5月 同社取締役 2025年7月 当社新事業開発室長 2025年8月 当社管理本部管掌執行役員(現在に至る) 2025年12月 ㈱fantasista 取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱fantasista 取締役	0株
【選任理由】 保住光良氏を取締役候補者とした理由は、2025年8月に管理本部を管掌する執行役員に就任以後、その職責を適切に果たし当社の企業価値向上に寄与しており、また、上場会社の取締役を現任していることから、今後の一層の貢献を期待しているためであります。			
2	まつ うら みのる 松 浦 稔 (1964年4月19日生) ※新任 ※社外取締役候補者	1985年1月 警視庁警察官 拝命 2011年12月 警視庁警部 第一機動捜査隊 刑事総務課 2018年2月 警視庁警視 刑事総務課 2025年3月 警視庁警視正 2025年4月 令和警備総合サービス㈱ 入社	0株
【選任理由】 松浦稔氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に直接関与したことはありませんが、警視庁で警察官として40年間の勤務経験があり、コンプライアンス意識の向上、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、企業価値向上に寄与するものと期待しているためであります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 松浦稔氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

3. 当社は、各候補者の選任が承認された場合には、各候補者との間で会社法第427条第

1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、限度額を500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする契約を締結する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとさせていただきます。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
たき がわ よし お 滝川好夫 (1953年7月25日生) ※社外取締役候補者	1978年11月 神戸大学経済学部助手 1993年7月 ブリティッシュ・コロンビア大学 客員研究員 1993年11月 神戸大学経済学部教授 2000年4月 神戸大学大学院経済学研究科教授 2016年3月 神戸大学大学院経済学研究科退職 (神戸大学名誉教授) 2016年4月 関西外国語大学英語キャリア学部 教授(現在に至る) 2023年6月 スターシーズ(株)(旧株シーズ メン) 社外監査役(現在に至る) 2024年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 関西外国語大学 教授 スターシーズ(株) 社外監査役 一般社団法人ステープルコイン決済協会 理事	0株
【選任理由】 滝川好夫氏は、2024年6月より当社の社外監査等委員を2年間務められており、また、他の上場会社でも社外監査役を現任しており、その豊富な経験と見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。		

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 滝川好夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏が監

- 査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、滝川好夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、限度額を500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、滝川好夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において、年額1億2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額8千5百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。また、対象取締役に1年間に発行または処分される株式総数の発行済株式総数（2026年5月27日時点）に占める割合は4.0%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の対象取締役は3名ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年17万株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当た

りの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）当該対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

（２）当該対象取締役が、取締役会が定める役務提供予定期間（以下、「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）上記（１）の定めにかかわらず、当社は当該対象取締役が役務提供予定期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）上記（１）の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（６）上記（５）に規定する場合においては、当社は上記（５）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において、年額2千万円以内と決議いただいております。今般、当社の監査等委員である取締役（以下、「対象監査等委員」という。）に当社の企業価値の毀損の防止および信用維持へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象監査等委員に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、当社の対象監査等委員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1千5百万円以内といたします。また、各対象監査等委員への具体的な配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。また、対象監査等委員に1年間に発行または処分される株式総数の発行済株式総数（2026年5月27日時点）に占める割合は1.0%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名ですが、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、対象監査等委員は3名となります。

また、対象監査等委員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年3万株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象監査等委員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）当該対象監査等委員は、当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。)

（2）当該対象監査等委員が、取締役会が定める役務提供予定期間（以

下、「役務提供予定期間」という。)が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は当該対象監査等委員が役務提供予定期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象監査等委員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

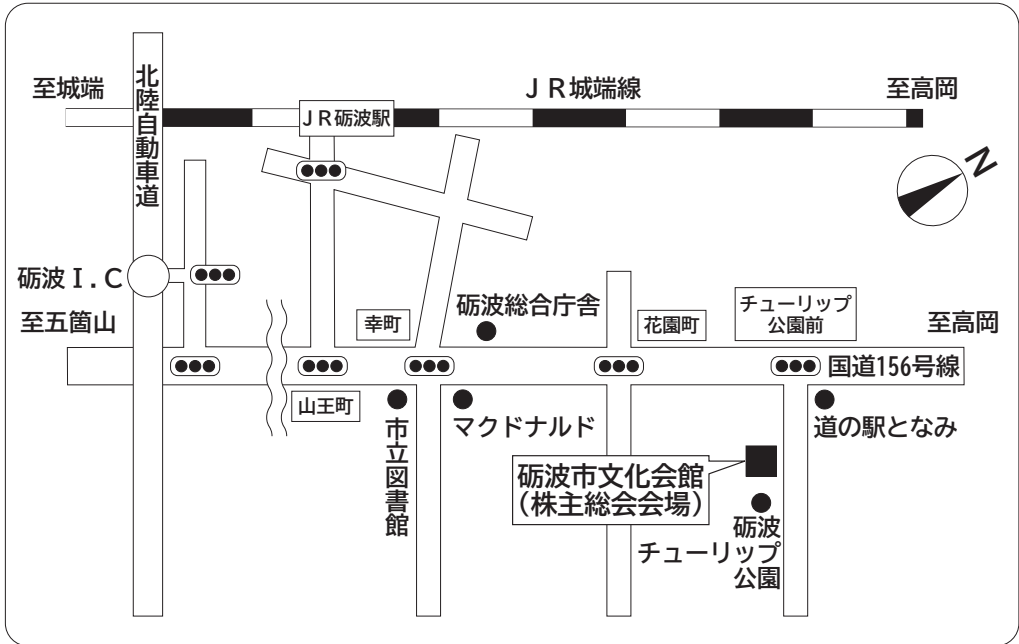
以 上

株主総会会場ご案内略図

〒939-1382 富山県砺波市花園町1-32

砺波市文化会館 多目的ホール

電話番号 (0763) 33-5515



- 北陸自動車道「砺波 I.C」より車で約5分
- 富山空港より（北陸自動車道利用）約40分
- JR北陸本線「高岡駅」下車、車で約30分
- JR北陸新幹線「新高岡駅」でJR城端線に乗り換え
砺波駅より車で約5分、徒歩約15分